

坂東市空家等対策計画

【資料編】

令和5年2月



坂 東 市

資料編

- 空家等対策の推進に関する特別措置法 (P. 2～6)
- 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則 (P. 7)
- 坂東市空家等の適正管理に関する条例 (P. 8～10)
- 坂東市空家等の適正管理に関する条例施行規則 (P. 11～13)
- 坂東市空家等対策協議会設置要綱 (P. 14～15)
- 坂東市空家等対策庁内連絡会議設置要綱 (P. 16)
- 空家等実態調査におけるアンケート項目 (P. 17～20)

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべ

き旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行）

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第十一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年五月二十六日）から施行する。

○坂東市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態であることをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不適切である状態

- (4) 所有者等 市内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。

(空家等の所有者等の義務)

第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第4条 市民は、空家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その情報を提供することができる。

(現況調査)

第5条 市長は、前条の規定による提供があったとき、又は空家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該提供に係る空家等又は適正な管理がされていない空家等の現況を調査することができる。

(助言又は指導)

第6条 市長は、前条の規定による現況調査により、空家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、空家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の規定による指導を受けた空家等の所有者等が正当な理由がなくて当該指導に従わないとき、又は第5条に規定する現況調査により、空家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、期限を定め、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な範囲内で、管理不全な状態であると認める空家等に、職員を調査のため立ち入らせ、所有者等に説明又は報告を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代執行)

第11条 市長は、第8条の規定による命令を受けた者が、当該命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところに従い、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、調査の結果、特定空家等が危険な状態であり、助言又は指導、勧告、措置命令、代執行等の措置をとるとまがない急迫した状態にあると認められる場合で、かつ、次のいずれかに該当するときは、その状態を回避するための必要最低限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 所有者等から危険な状態を自ら解消することができない旨の申出があったとき。
- (2) 所有者等が判明しないとき、又は所有者等の居所が不明であるとき。

2 市長は、緊急安全措置を講ずる場合は、当該所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等が判明しないとき、又は所有者等の居所が不明であるときにあつては、この限りでない。

3 緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に要した費用は、所有者等の負担とする。当該措置を講じた後にその所有者等が判明したときも、同様とする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、警察署その他の関係機関に対し、建築物等の管理不全な状態の改善に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

○坂東市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂東市空家等の適正管理に関する条例（平成30年坂東市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第4条の規定による情報提供は、情報提供書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

(管理不全な状態の認定)

第3条 管理不全な状態の認定は、管理不全な状態認定基準表（別表）に従って行うものとする。

(指導)

第4条 条例第6条の規定による指導は、指導書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第7条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）を交付することにより行うものとする。

(命令)

第6条 条例第8条の規定による命令は、措置命令書（様式第4号）を交付することにより行うものとする。

(公表)

第7条 市長は、条例第9条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）を行おうとするときは、あらかじめ当該命令に従わない者に対し、公表予告書（様式第5号）により通知するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による意見を述べる機会は、意見書（様式第6号）を提出させることにより与えるものとする。

3 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 坂東市公告式条例（平成17年坂東市条例第3号）に定める掲示場への掲示

(3) その他市長が必要と認める方法

4 市長は、公表後、当該公表に係る者に対し、公表通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(立入調査)

第8条 条例第10条第1項の規定による立入調査を行う職員は、あらかじめ所有者等に対し、立入調査の趣旨及び内容を説明した上で立入調査を行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による身分を示す証明書は、坂東市職員服務規程（平成17年坂東市訓令第30号）第5条に規定する身分証明書とする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第12条第1項第1号の規定による申出は、申出書（様式第8号）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の申出に応じ、条例第12条第1項の規定による緊急安全措置を実施しようとするときは、申出者に対し、緊急安全措置実施計画書（様式第9号）により実施内容を通知するものとする。

3 条例第12条第2項の規定による同意は、当該所有者等から緊急安全措置実施同意書（様式第10号）を提出させることにより得るものとする。

（戒告）

第10条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告の文書は、戒告書（様式第11号）によるものとする。

（代執行令書）

第11条 行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書は、様式第12号によるものとする。

（証票）

第12条 行政代執行法第4条の規定による執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第13号）によるものとする。

（有識者の意見）

第13条 市長は、条例第5条の規定による現況調査、条例第10条の規定による立入調査又は行政代執行法第2条の規定による行政代執行を実施するに当たっては、必要に応じて、有識者に意見を求めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

管理不全な状態認定基準表

区分	管理不全な状態認定基準
条例第2条第3号ア	建築物が傾斜し、又は不同沈下が見られ、倒壊等により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。
	外壁又は土台等に著しい腐朽、損傷又は変形が見られ、倒壊等により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。
	外壁の仕上材料等の剥落により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。
	屋根ぶき材料に損傷又ははずれがあり、その剥落等により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。

	漏水があり、道路の陥没や建築物等の浸水により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。
	その他工作物（塀・煙突等）に損傷があり、倒壊等により、建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。
条例第2条第3号イ	玄関や一階部分の窓等が未施錠である、又は破損等により開いていることで容易に侵入できる状態であることにより、犯罪が誘発されるおそれがある状態である。
条例第2条第3号ウ	雑草や樹木が著しく繁茂し、敷地を越えて道路や他人の土地にまで及んでいることにより、敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態である。
	雑草や樹木の繁茂により害虫が発生し、近隣住民に被害が及ぶことなどにより、敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態である。
	朽ちた樹木が倒木することにより、敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態である。

【様式省略】

○坂東市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、坂東市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法及び坂東市空家等の適正管理に関する条例（平成30年坂東市条例第29号。）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他空家等の対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長のほか、空家等対策に関し専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員、専門部会の構成員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年1月20日から施行する。

○坂東市空家等対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、坂東市空家等対策庁内連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策に関連する施策、事業等の調整に関すること。
- (2) その他空家等対策に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議の委員は、職員の中から市長が任命する。

2 委員の任期は、任命された日から当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、委員の一部の出席を求めて会議を開くことができる。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、当該委員に代わる職員を出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、出席を求めることができる。

5 会議の議事は、委員長が取りまとめて決する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

○空家等実態調査におけるアンケート項目

◎あなたまたは親族等が所有、管理している空き家と思われる住宅等の所在地

茨城県

空き家実態調査票

該当する数字に○をつけてください。又は（ ）内等にご記入ください。

◎回答者について

氏名：
住所：（〒 - ）
電話番号：
続柄（所有者との関係）： 1 所有者（本人） 2 所有者の家族 3 所有者の親族 4 その他 （ ）

※対象の住宅等が地震及び台風等による被害が発生した場合、また、今後利活用や維持管理をしたいとお考えの場合等の連絡のために、ご記入のご協力をお願いいたします。

◎住宅の所有者又は記入者の方の年齢と世帯類型について 1 つに○をつけてください。

年齢	1 29 歳以下	6 65 歳～69 歳
	2 30 歳～39 歳	7 70 歳～74 歳
	3 40 歳～49 歳	8 75 歳～79 歳
	4 50 歳～59 歳	9 80 歳以上
	5 60 歳～64 歳	
世帯 類型	1 単身世帯	4 親子、孫の 3 世代にわたる世帯
	2 夫婦のみの世帯	5 その他
	3 親と子供の世帯	（ ）

問 1 所有されている住宅は使用していますか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 使用している（空き家ではない） ⇒ 問 2・問 3 へ
- 2 使用していない（空き家である） ⇒ 問 4 以降へ

問 2 住宅をどのように使用していますか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 住宅として使用している
- 2 物置として使用している
- 3 週末や休暇時に使用している
- 4 その他

()

問 3 住宅の利用頻度はどのくらいですか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 週に 1 回程度
- 2 月に 1 回程度
- 3 1 年に数回
- 4 数年に 1 回
- 5 その他

()

※問 1 で「1 使用している」に○をつけられ、問 2・問 3 へ回答していただいた方は、以上で調査は終了となります。

ご意見、ご質問等がございましたら最終ページにてご記入ください。

問 4 空き家になった時期はいつですか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 昭和 (年頃)
- 2 平成 (年頃)
- 3 令和 (年頃)

問 5 空き家になった (なっている) きっかけは何ですか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 居住していた人が亡くなったため
- 2 居住していた人が施設入所または入院したため
- 3 転勤等で長期不在のため
- 4 賃借人などの入居者が退去したため
- 5 相続により取得したが入居していないため
- 6 相続人が決まらないため
- 7 その他

()

問 6 空き家はどのような状態ですか？ あてはまる項目すべてに○をつけてください。

- 1 現在でも住める状態である
- 2 建物の外部に破損等がある

- 3 建物の内部に破損等がある
- 4 敷地に樹木等が繁茂している
- 5 現状の把握をしていない

問7 空き家でお困りのことはありませんか？あてはまる項目すべてに○をつけてください。

- 1 借り手・買い手がいない
- 2 遠方に住んでおり、空き家の状況が把握できない
- 3 修繕（リフォーム等）をして使用したいが費用が不足している
- 4 取り壊しをしたいが費用が不足している
- 5 空き家に関する相談をどこにしたらいいかわからない
- 6 特に困っていることはない
- 7 その他

()

問8 空き家の維持管理を行っていますか？ 1つに○をつけてください。

- 1 行っている ⇒ 問9へ
- 2 行っていない ⇒ 問10以降へ

問9 問8で「1 行っている」に○をつけられた方にお伺いします。空き家を修繕する予定はありますか？1つに○をつけてください。（回答後、問11以降へ）

- 1 1年以内に建替えまたは改修を行う予定である
- 2 2～3年以内に建替えまたは改修を行う予定である
- 3 当面、建替えまたは改修を行う予定はない
- 4 取り壊す予定である
- 5 その他

()

問10 問8で「2 行っていない」に○をつけられた方にお伺いします。行っていない理由

は何ですか？ あてはまる項目全てに○をつけてください。

- 1 遠方に住んでおり、把握ができない
- 2 管理費用の問題で維持管理ができない
- 3 高齢のため維持管理したくてもできない
- 4 権利関係等の問題で維持管理が困難である
- 5 その他 ()

問 11 空き家の利活用を希望しますか？ 1 つに○をつけてください。

- 1 利活用したい (問 12 へ)
- 2 利活用するつもりはない
- 3 その他 ()

※問 11 で 2 又は 3 へ回答していただいた方は、以上で調査は終了となります。

ご意見、ご質問等がございましたら最終ページにてご記入ください。

**問 12 対象空き家の今後の活用について、どのようにお考えですか？ あてま
はる項目全てに○をつけてください。**

- 1 売却したい又は売却してもよい
- 2 賃貸したい又は賃貸してもよい
- 3 ボランティアや地域活動に有効活用してもらいたい (例えば子育て世帯等に貸し出し等)
- 4 今後自分又は家族等が住む予定
- 5 今後他の用途で自分又は家族等が利活用する
- 6 子や孫に任せる (相続する)
- 7 空き家バンクへ登録したい (現在、坂東市では空き家バンク設立を検討中)
- 8 予定なし (現状のまま)
- 9 その他 ()

ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査は以上です。
ご協力ありがとうございました。